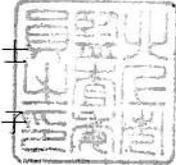


北上市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

北上市監査委員 清水 正 士
同 佐藤 恵 子



1 監査の期間

令和5年5月2日から令和5年6月30日まで

2 監査の対象

令和4年度に施行した別紙に掲げる工事

3 監査の方法

工事計画、設計、積算、契約事務、施工、検査、支払いについて、工事が適法かつ合理的、能率的に行われたか、また経済的に妥当なものであったかを主眼とし、対象工事に係る関係書類の提出を求め、その書類を審査するとともに、必要に応じて現地を確認の上関係職員に説明を求めた。

4 監査の結果

監査対象工事については、関係書類等も整備され、法令等に準拠して処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

監査の対象

- 1 東部地区統合学童保育所新築（建築）工事
- 2 東部地区統合学童保育所新築（機械設備）工事
- 3 東部地区統合学童保育所新築（電気設備）工事
- 4 江釣子地区交流センタートイレ便器洋式化工事
- 5 北上市役所本庁舎屋上防水等改修工事
- 6 北上市民展勝地プール改修工事
- 7 白鳥公園四阿新築工事
- 8 成田黒沢尻線環状交差点整備（その2）工事
- 9 旧笠松小学校外解体工事
- 10 旧仙台藩寺坂番所屋根改修工事
- 11 川端51号線道路改良舗装工事
- 12 北上市消防団第12分団第2部消防屯所ホースポール設置工事
- 13 東部地区統合小学校建設（建築）工事
- 14 東部地区統合小学校建設（電気設備）工事
- 15 東部地区統合小学校建設（機械設備）工事